

# 安来市自主防災組織育成事業補助金申請の手引き

## (指導者育成事業)

安来市総務部防災課

### 1 補助制度の概要

市では、自主防災組織や地域の防災指導者を育成するため、防災士の資格取得にかかる経費を助成する指導者育成事業があります。

### 2 補助対象者

補助金の対象者は、安来市自主防災組織認定要綱の規定により市長が自主防災組織として認定した組織の構成員及び市長が認めたものとします。

自主防災組織がない自治会は自治会長の推薦で補助対象者となります。

### 3 補助対象経費

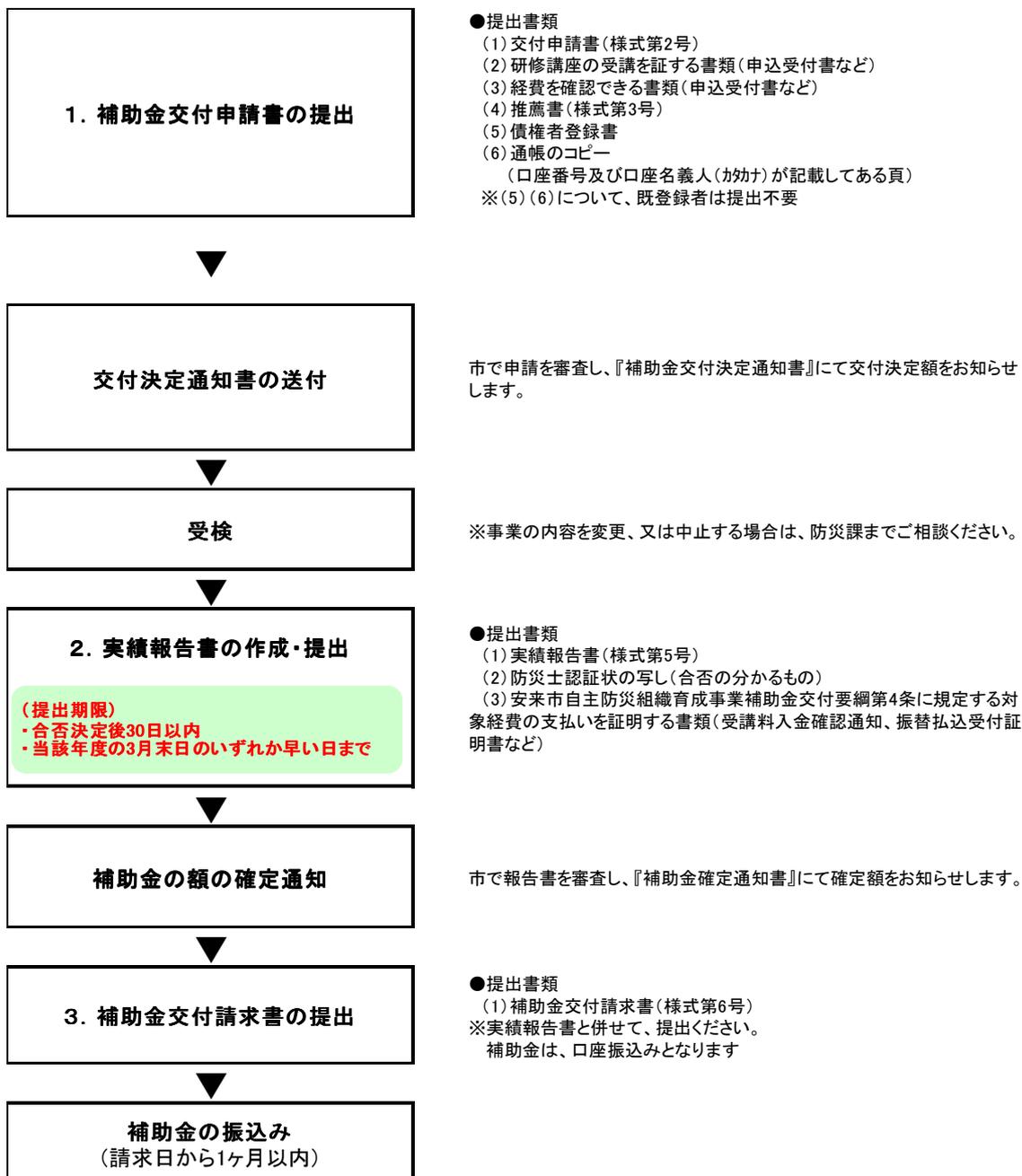
- (1) 特定非営利法人日本防災士機構が認定した研修機関が実施する防災士研修講座の受講料
  - (2) 防災士資格取得試験受験料
  - (3) 防災士資格認証登録料
- ただし、旅費は対象外です。

### 4 補助金の額及び利用制限

補助金額は、研修講座受講料、資格取得試験受験料及び認定登録料の合計額とします。

補助金の利用は1人につき1回限りです。

## 5 補助金交付手続きの流れ



## 6 留意事項

### ○交付申請書（様式第2号）の添付書類について

- ・研修講座の受講を証する書類（申込受付書など）
- ・経費を確認できる書類（申込受付書など）
- ・推薦書（様式第3号）
- ・債権者登録書
- ・通帳のコピー（口座番号、口座名義人（カタカナ）の記載ある頁）

※債権者登録書と通帳のコピーについては、既登録者は提出不要です。

### ○実績報告書（様式第5号）の添付書類について

- ・防災士認証状の写し（合否の分かるもの）
- ・安来市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第4条に規定する対象経費の支払いを証明する書類（受講料入金確認通知、振替払込受付証明書など）

### ○補助金の支払いについて

- ・実績報告書と併せて、補助金交付請求書（様式第6号）を提出ください。

### ○事業の内容を変更、又は中止する場合の手続きについて

- ・防災課までご相談ください。

### ○前払いについて

- ・希望者は防災課までご相談ください。

### ○防災士の条件

- ・年齢制限はありません。
- ・救急救命講習の修了証が必要になります。防災士の認証登録申請時に5年以内に発行されたものであって、かつ、その講習の発行者が定めた有効期限内のものを対象としています。講習については、消防本部にお問い合わせください。

### ○特例規定

防災士資格の取得に当たって、次の方々については日本防災機構が特例制度を設けています。対象者は防災課までご相談ください。

- ・警部補以上の階級にある警察官（退職者を含む）
- ・消防吏員（退職者を含む）
- ・消防団員（退職者を含む）

申請・お問合せ先

安来市役所

総務部防災課

TEL：(0854) 23-3074

FAX：(0854) 23-3152